

## 韓国知的財産ニュース 2015 年 10 月後期

(No. 305)

発行年月日：2015 年 11 月 9 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、10 月 15 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

- 1-1 新たな特許迅速審判、11 月 1 日から施行 (2015. 10. 26)
- 1-2 特許法施行規則の一部改正令案の立法予告 (2015. 10. 26)
- 1-3 実用新案法施行規則の一部改正令案の立法予告 (2015. 10. 26)
- 1-4 デザイン保護法施行規則の一部改正令案の立法予告 (2015. 10. 28)
- 1-5 特許料等の徴収規則の一部改正 (2015. 10. 29)
- 1-6 特許開放活性化に向けた特許手数料支援制度が 11 月 1 日から施行 (2015. 10. 29)

#### 関係機関の動き

- 2-1 特許庁、国有・物質特許の検索サービスを提供 (2015. 10. 19)
- 2-2 特許庁、2015 韓-EU 知的財産権カンファレンスを開催 (2015. 10. 20)
- 2-3 植物品種知財権の統合検索サービスが開始 (2015. 10. 20.)
- 2-4 特許庁、国際出願説明会・マンツーマン相談会を開催 (2015. 10. 21.)
- 2-5 特許庁、中小企業の知財競争力強化に向けた討論会を開催 (2015. 10. 22)
- 2-6 特許庁、「知識財産統計 FOCUS」6 号を発行 (2015. 10. 26)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 米国特許紛争、訴訟戦より「武力化」で対応 (2015. 10. 23)
- 3-2 産業財産権紛争調停制度の利用が増加 (2015. 10. 28)

#### デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 キャンピング用品のデザイン出願が急増 (2015. 10. 19)
- 4-2 電子書籍に関する商標出願が着実に増加 (2015. 10. 22)

その他一般

- 5-1 昆虫素材医薬品の特許出願が活発 (2015. 10. 20)
- 5-2 LG ディ스플레이、中国特許庁で技術説明会を開催 (2015. 10. 27)

**法律、制度関連**

**1-1 新たな特許迅速審判、11月1日から施行**

韓国特許庁(2015. 10. 26.)

特許庁は、審判結果が特許紛争の実質的な解決手段として適時に活用できるよう、迅速審判プロセスを新たに設計し、11月1日から制度を施行すると発表した。

新たに設計される迅速審判プロセスでは、1回ずつ書面攻防を行った後、できれば口述審理を通じて事件の争点を早期にまとめ、早ければ3カ月以内に審決文を受けることができる。また、書類提出の延長申請も1回に制限することで、当事者が書類提出を遅延させても4カ月以内に審判を終結できるようになる。

これは、審判請求日から約5カ月かかった迅速審判処理期間を最大2カ月早める措置であり、主要国に比べはるかに早い期間内に特許紛争が事実上一段落することを意味する。

一方、迅速審判の対象範囲も拡大される。裁判所・検察等で侵害紛争となっている事件と関連するすべての審判を迅速審判対象に含めることで、侵害紛争の手続きで特許審判院の審判結果が実質的に活用できるようにした。

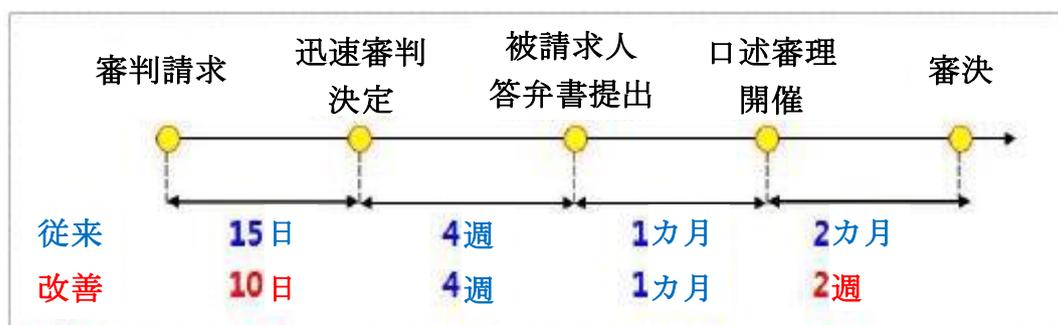
また、創業初期段階にある中小企業、一人創造企業、大企業と紛争中の中小企業が当事者である審判も迅速審判対象に加えることで、紛争の長期化によって中小企業が受ける被害もかなり減少するものと期待される。

シン・ジンギョン特許審判院長は「侵害紛争となっている事件やスタートアップ企業の事件等、紛争解決が急がれる審判を最優先に処理することによって、企業経営の安定性と研究開発投資の東率制が向上する等、国家競争力が強化されると思う。今後も引き続き、特許紛争の迅速・正確な解決に向け、国民の立場に立って必要な制度改善事項を発掘していきたい」と述べた。

[添付] 制度改善事項要約

□ 迅速審判対象の拡大及び3カ月内処理に向けた標準プロセス設計

- 混在している侵害紛争関連の優先審判対象を迅速審判に統合
  - \* 裁判所通知侵害訴訟、貿易委員会通知不公正貿易行為調査、裁判所係留中(侵害禁止仮処分申請を含む)、検察・警察に立件された事件等と関連する審判
- 創業初期段階にある中小企業と個人(一人創造企業)の審判事件、大企業 vs 中小企業の審判事件を迅速審判対象に追加
- 標準プロセスにより審判請求日から3カ月内に審判処理



\* 被請求人が答弁書の提出期間を延長する場合は、4カ月以内に審判処理

□ 優先審判対象の拡大

- 侵害紛争の事前予防に活用するための審判を優先審判対象に追加
  - \* 侵害紛争と無関係の権利範囲確認審判は対象から除外
- 2回の拒絶決定による処理遅延を防止するため、拒絶決定取消審決後、審査官が再度拒絶決定した出願に対する不服審判を優先審判対象に追加
- 特許登録後、中核構成の強調による製品PR等のため、発明(考案)の名称のみを訂正する訂正審判を優先審判対象に追加

□ 今後の日程

- 改正審判事務取扱規定の施行：2015年11月1日

1-2 特許法施行規則の一部改正令案の立法予告

韓国特許庁(2015.10.26.)

産業通商資源部公告第2015-552号

特許法施行規則を改正するに当たって国民に予めお知らせし、ご意見を収集するため、その改正理由と主要内容を行政手続法第 41 条の規定に基づき、次のように公告致します。

2015 年 10 月 26 日  
産業通商資源部長官

## 特許法施行規則の一部改正令案の立法予告

### 1. 改正理由及び主要内容

先行技術調査専門機関が一時的に文献又は装備に関する要件を違反してもこれを補完した後早期に業務を再開できるようにするため、先行技術調査専門機関の指定要件の違反に対する処罰基準を緩和し、新規事業者が特許文書電子化業務に円滑に参入できるよう、特許文書電子化機関の指定要件のうち人材要件を緩和するとともに指定要件の適正性を周期的に再検討するようにする一方で、特許表示又は特許出願表示をしようとする企業の利便性を高めるため、インターネットを通じた表示方法を規定し、包括委任登録申請時に出願人に包括委任について説明したことを確認する手続きの不便を解消するため、包括委任登録申請書の代わりに包括委任状に出願人の確認署名又は捺印を受けるように変更する等、現行制度の運営上で表れた一部の不備を改善・補完することを目的とする。

### 2. 意見の提出

特許法施行規則の一部改正令案についてご意見のある機関、団体及び個人は、2015 年 12 月 7 日(月)まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照：特許審査制度課長)宛てに提出してください。立法予告案の全文は、特許庁ホームページ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr))からご覧いただけます。

- イ. 立法予告事項に対する項目別の意見(賛否意見とその事由)
- ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

#### ※宛先

○特許庁特許審査制度課：大田広域市西区庁舎路 189、政府大田庁舎 4 棟 601 号  
(郵便番号：35208)  
電話番号：(042)481-8243、Fax：(042)472-4743  
電子メール：jwkoo@korea.kr

## 特許法施行規則の一部改正令案

特許法施行規則の一部を次の通り改正する。

第 5 条の 2 第 1 項の後段の「別紙第 3 号書式の包括委任登録申請書」を「包括委任状」に改める。

第 111 条の「法第 201 条第 4 項」を「法第 201 条第 5 項」に改める。

第 120 条第 1 項の本文の「及び審決文送達証明申請」を「及び審決文(決定文)送達証明申請」に改める。

第 120 条の 2 第 1 項第 1 号の「学士学位を授与された者として 9 年」を「5 年」に、「者 1 人以上を」を「1 人以上の責任者を」に改める。

第 121 条に第 3 項及び第 4 項を各々次のように新設する。

③第 2 項による特許出願表示を物にできない場合には、その物の容器又は包装にすることができる。

④第 1 項乃至第 3 項による特許表示又は特許出願表示は、その特許番号又は出願番号を別途の費用を支払わなくても接続可能なインターネットサイトに掲載し、物又はその物の容器や包装に「特許」又は「特許出願(審査中)」との文字とそのインターネットサイトの住所を表示することで代替できる。

第 123 条を次のように新設する。

第 123 条(規制の再検討)特許庁長は第 120 条の 2 第 1 項による特許文書電子化機関の指定基準に対し、2016 年 1 月 1 日を基準に 2 年毎に(毎 2 年になる年の基準日と同じ日までを言う)その妥当性を検討し検討等の措置をしなければならない。

別表を別紙のようにする。

別紙第 3 号書式、別紙第 19 号書式、別紙第 31 号書式を各々別紙のようにする。

## 附則

第 1 条(施行日)この規則は、2016 年 1 月 1 日から施行する。

産業通商資源部公告第 2015-553 号

実用新案法施行規則を改正するに当たって国民に予めお知らせし、ご意見を収集するため、その改正理由と主要内容を行政手続法第 41 条の規定に基づき、次のように公告致します。

2015 年 10 月 26 日  
産業通商資源部長官

### 実用新案法施行規則の一部改正令案の立法予告

#### 1. 改正理由及び主要内容

国民と企業に対する規制の負担を軽減するため、特許文書電子化機関の指定要件の適正性を周期的に再検討するようにし、実用新案登録表示又は実用新案登録表示をしようとする企業の利便性を向上させるため、インターネットを通じた表示方法を規定することを目的とする。

#### 2. 意見の提出

実用新案法施行規則の一部改正令案についてご意見のある機関、団体及び個人は、2015 年 12 月 7 日(月)まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照：特許審査制度課長)宛てに提出してください。立法予告案の全文は、特許庁ホームページ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr))からご覧いただけます。

- イ. 立法予告事項に対する項目別の意見(賛否意見とその事由)
- ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

#### ※宛先

○特許庁特許審査制度課：大田広域市西区庁舎路 189、政府大田庁舎 4 棟 601 号  
(郵便番号：35208)  
電話番号：(042)481-8243、Fax：(042)472-4743  
電子メール：jwkoo@korea.kr

## 実用新案法施行規則の一部改正令案

実用新案法施行規則の一部を次の通り改正する。

第 16 条に第 3 項及び第 4 項を各々次の通り新設する。

③第 2 項による実用新案登録表示を物にできない場合には、その物の容器又は包装にすることができる。

④第 1 項乃至第 3 項による実用新案登録表示又は実用新案登録出願表示は、その実用新案登録番号又は実用新案登録出願番号を別途の費用を支払わなくても接続可能なインターネットサイトに掲載し、物又はその物の容器や包装に「実用新案登録」又は「実用新案登録出願(審査中)」との文字とそのインターネットサイトの住所を表示することで代替できる。

第 17 条第 1 項の前段中「第 120 条の 6 まで」を「第 120 条の 6 まで、第 123 条」に改める。

### 附則

第 1 条(施行日)この規則は、2016 年 1 月 1 日から施行する。

#### 1-4 デザイン保護法施行令の一部改正令案の立法予告

韓国特許庁(2015.10.28.)

産業通商資源部公告第 2015-556 号

デザイン保護法施行規則を改正するに当たって国民に予めお知らせし、ご意見を収集するため、その改正理由と主要内容を行政手続法第 41 条の規定に基づき、次のように公告致します。

2015 年 10 月 28 日

産業通商資源部長官

## デザイン保護法施行規則の一部改正令案の立法予告

### 1. 改正理由

先行技術調査専門機関が一時的に文献又は装備に関する要件を違反してもこれを補完した後早期に業務を再開できるようにするため、先行技術調査専門機関の指定要件の違反に対する処罰基準を緩和し、新規事業者が特許文書電子化業務に円滑に参入できるよう、特許文書電子化機関の指定要件のうち人材要件を緩和するとともに指定要件の適正性を周期的に再検討できるようにする一方で、特許表示又は特許出願表示をしようとする企業の利便性を高めるため、インターネットを通じた表示方法を規定し、包括委任登録申請時に出願人に包括委任について説明したことを確認する手続きの不便を解消するため、包括委任登録申請書の代わりに包括委任状に出願人の確認署名又は捺印を受けるように変更する等、現行制度の運営上で表れた一部の不備を改善・補完することを目的とする。

### 2. 主要内容

#### イ. 包括委任手続の改善(案第 8 条第 1 項及び第 5 項)

- 1) 出願人が包括委任の効果を十分に認識し活用できるよう、代理人が包括委任の重要事項について出願人に説明し、包括委任の確認欄に署名するようにする。
- 2) オンラインで包括委任を登録する場合、電子署名以外に包括委任状に出願人が署名した包括委任登録申請書を添付すれば、これを出願人の携帯電話文字メッセージで認証して登録できる手続を新設

#### ロ. デザイン権の回復のための必要書類の廃止(案第 64 条第 2 項)

消滅したデザイン権の回復のため、「実施中であることを証明する書類」を提出しなくても権利回復ができるようにする。

#### ハ. 審判官の指定・変更に関する通知手続の改善(案第 72 条第 2 項)

審判関連通知を電子文書で受けるよう申請した場合には、審判官の指定・変更に関する通知を特許庁の電算情報処理組織から出願人が閲覧可能な時に通知したことにみなす。

#### ニ. 国際出願手続の補完(案第 90 条)

米国を指定して国際出願する場合には、発明者宣言書、保護適格に関する情報提出書、米国の個別指定手数料の減免証明書を提出できるよう手続を新設

#### ホ. 電子化機関指定要件に対する規制緩和及び再検討型日没制の設定(案第 96 条第 1 項及び第 102 条)

デザイン文書電子化機関の指定のための人材要件を当該分野で 5 年以上業務を行っ

た経験がある 1 人以上の責任者を保有することに緩和し、人材要件の規制に対しその存続期間を 2 年に設定し、期限が切れたら存続を再検討するようにする。

へ. デザインの説明欄に記載できる内容の拡大(案別表 2)

組物や衣類及びファッション雑貨用品を出願する場合、デザインの説明欄に記載する例示を補完

ト. 個人情報記載項目の削除(案別紙第 1 号書式、第 3 号書式、第 6 号書式、第 7 号書式及び第 18 号書式)

デザインの手続に関する書式において、出願人コードがない場合に要求する住民登録番号記載項目を削除

3. 意見の提出

デザイン保護法施行規則の一部改正令案についてご意見のある機関、団体及び個人は、2015 年 12 月 7 日(月)まで次の事項を記載した意見書の特許庁長(参照: デザイン審査政策課長)宛てに提出してください。立法予告案の全文は、特許庁ホームページ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr))からご覧いただけます。

イ. 立法予告事項に対する項目別の意見(賛否意見とその事由)

ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※宛先

○特許庁デザイン審査政策課: 大田広域市西区庁舎路 189、政府大田庁舎 4 棟

(郵便番号: 35208)

電話番号: (042) 481-8353、Fax: (042) 472-7470

電子メール: [choier@korea.kr](mailto:choier@korea.kr)

1 - 5 特許料等の徴収規則の一部改正

韓国特許庁(2015. 10. 29.)

産業通商資源部令第 161 号

特許料等の徴収規則の一部改正令を次の通り公布する。

2015 年 10 月 29 日

産業通商資源部長官

## 特許料等の徴収規則の一部改正令

特許料等の徴収規則の一部を次の通り改正する。

第7条第3項の前段中「2016年2月29日」を「2018年2月28日」にする。

第7条2を次の通り新設する。

第7条2(知識財産ポイントの付与・使用及び取戻)①特許庁長は特許権者、実用新案権者又はデザイン権者が小企業、中企業、又は中堅企業に無償で次の各号のいずれかに該当する行為をした場合であって、特許庁長が定め告示する要件を満たした場合には、特許庁長が定め告示するところにより、知識財産ポイントを付与できる。

1. 特許権、実用新案権又はデザイン権を移転した場合
2. 特許権、実用新案権又はデザイン権に対し、専用実施権を設定又は通常実施権を許諾した場合

②第1項による知識財産ポイントを受けようとする者は、特許庁長が定め告示する申請書を特許庁長に提出しなければならない。

③知識財産ポイントを保有している者は、知識財産ポイントを受けた日から5年以内に特許料、登録料及び手数料(第5条による商標登録料及び商標関連手数料は除外し、国際出願手数料の場合、第10条第1項第1号及び第3号による送達料及び調査料のみ該当する)の全部又は一部を知識財産ポイントで納付できる。

④特許庁長は、虚為で知識財産ポイントを受けた場合等、特許庁長が定め告示する場合に該当すれば当該知識財産ポイントを取戻できる。

第10条第3項第1号を削除する

### 附則

この規則は2015年11月1日から施行する。

1-6 特許開放活性化に向けた特許手数料支援制度が11月1日から施行

韓国特許庁(2015.10.29.)

化粧品原料を生産する中小企業A社(所在:忠清北道)は最近、忠北創造経済革新センターを通じてシワの改善及び美白化粧品原料に関する特許7件について大企業からの無償移転を受けた。A社は、移転された特許で確保した技術力を基に、機能性原料の開発や事業拡大を進めている。

今後、このように中小・中堅企業が特許の無償提供を受けて事業に活用するケースが増える見通しだ。特許無償開放\*の際に手数料インセンティブを提供することを定めた「特許料等の徴収規則(産業通商部令)」が改正され、11月1日から施行されるためである。

\* 特許無償開放：特許権者(実用新案・デザインを含む)が自分の権利を第三者に無償で移転又は実施権を設定する行為

特許庁は、特許・実用新案・デザイン権を保有した権利者が創造経済革新センター又は発明振興会を通じて開放の意思を明らかにし、実際中小・中堅企業に無償で実施権を設定又は特許権そのものを移転した場合、特許手数料の納付時に現金のように使える「知識財産ポイント」を付与すると発表した。

具体的には、権利者が中小・中堅企業に対し、無償で通常又は専用実施権を3年以上設定した場合、その期間に納付した登録料の50%を知識財産ポイントとして返すという内容だ。特許権の場合は30万ウォン、実用新案とデザインの場合は5万ウォンの知識財産ポイントが与えられる。

制度施行日である11月1日の前に中小・中堅企業に無償実施権を設定又は特許権を無償移転した場合であっても、創造経済革新センターを介した場合であれば、遡及し知識財産ポイントを受けられる。

現在、全国18カ所の創造経済革新センターには、1万3千件以上の大企業特許が無償で公開されており、これを中小・中堅企業の個別的な技術需要につなげる役割を担う特許取引専門官も配置されており、今回の手数料支援制度の施行をきっかけに、無償技術移転が一層活性化する見通しだ。

特許庁のイ・ジェウ情報顧客支援局長は「今回の開放特許手数料支援策は大企業のみを対象としているわけではないため、個人・中小企業を含む誰でも中小・中堅企業に特許を提供すれば手数料の支援を受けられる」とし、「特許開放の動きが拡散すれば、中小・中堅企業は新たなビジネスチャンスを見つけられ、ひいては国全体で特許活用が促進され、創造経済の活性化にも貢献できると思う」と述べた。

## 関係機関の動き

## 2-1 特許庁、国有・物質特許の検索サービスを提供

韓国特許庁(2015.10.19)

特許庁は、農村振興庁、国家技術標準院、国立大学等が保有している国有特許・実用新案・デザイン 5,408 件と医薬、バイオ等 6 分野の満了予定の物質特許 540 件を特許情報ネット、KIPRIS(www.kipris.or.kr)の「TODAY KIPRIS」コーナーから検索サービスを提供すると発表した。

国有特許・実用新案・デザインは、公務員が職務と関連する発明・デザインを大韓民国の名で出願・登録したものであり、▲特許 4,504 件、▲実用新案 506 件、▲デザイン 398 件が提供される予定だ。これにより、誰でも有償・無償実施の可否や名称、登録日、該当機関等の検索項目を簡単に検索できるようになる。

最近、国有特許を活用した企業の売上向上や雇用創出、事業化等、多くの成果\*が現れているが、今回の検索サービスの提供により、多様な分野で国有特許の活用がさらに活性化されるものと期待される。

\* キムチソース関連技術の移転により、20 億ウォンの売上増加(事例 1)と蜂毒関連技術の移転による雇用創出(事例 2)

また特許審査部は、6 分野(医薬、バイオ、化粧品、食品、科学素材、農薬)における物質特許\*のうち、2017 年までに権利が満了する物質特許の分析結果物を利用し、満了予定日や技術分野、出願・登録番号で検索できるようにする予定だ。

\* 精密科学(医薬)、高分子、生命工学等の分野で発明された化合物や微生物等、新規物質に付与される特許

これにより、国内の中小製薬会社も海外大手製薬会社の満了予定の物質特許情報を手に入れることが容易になる。ひいては、競合会社より速く医薬品を製造したり、新たな用途の医薬品を開発することで市場を先取りし、企業価値を高めることもできると予想される。

これまで特許情報ネット KIPRIS は、膨大な知的財産情報を企業や国民が簡単に検索し活用できるよう文章検索を提供する等、検索の利便性を改善してきた。今後も引き続き、利用者が求める情報を事前に発掘し、提供していく予定だ。

特許庁の関係者は「今回、提供される国有・物質特許は、企業の売上向上や雇用創出

の土台となると思う。検索方法だけでなく、広報策もさらに強化してより多くの企業と国民に活用してもらえるようにする方針だ」と述べた。

## 2-2 特許庁、2015 韓-EU 知的財産権カンファレンスを開催

韓国特許庁(2015. 10. 20.)

特許庁は今日 22 日、在韓欧州商工会議所 (ECCK : European Chamber of in Korea) と共同で「2015 韓-EU 知的財産権カンファレンス (KOREA-EU IPR\*Conference 2015)」を開催する。

\*IPR(Intellectual Property Right) : 知的財産権

今日の会議では、「韓国と欧州の知的財産の発展状況」というテーマで、韓国と欧州の専門家らが一堂に会し、韓-EU の知財権制度の最近動向と知財権保護戦略について議論する予定だ。

第 3 回目となる今年のカンファレンスには、欧州特許庁 (EPO:European Patent Office) が共同開催機関として参加し、商標・デザイン制度だけでなく、EU 単一特許制度等、特許分野についても議論を行う予定だ。

午前中は、▲創造経済の基盤強化に向けた国家知的財産戦略、▲特許及び発明の活性化に向けた欧州特許庁のユーザー中心戦略、▲欧州連合商標デザイン庁の商品分類システム、▲韓国特許庁の現況及び知財権政策等、4 つのテーマについて発表が行われる。

午後は 3 つの分課セッションに分けられ、偽物対策や商標及び産業デザイン、特許分野について詰め込んだ話をする。各セッションでは発表と討論が行われ、知財権保護に向けた実用的な内容と戦略が示される。

特許庁のクォン・オジョン産業財産保護協力局長は「同カンファレンスでは、韓国と EU の特許、商標、産業デザイン制度に関する最新動向や知財権保護戦略等の情報が得られる。知財権制度の最新動向と保護政策についての情報交換、ノウハウ共有を通じて、韓国企業の知的財産管理能力を一層高められるきっかけとなると思う」と述べた。

## 2-3 植物品種知財権の統合検索サービスが開始

農林畜産食品部(2015. 10. 20.)

- 国立種子院は、韓国に品種保護出願・登録されている全ての品種を一度に検索できる統合検索サービスを今月から提供すると発表した。
  - 今回提供する統合検索サービスは、新品種の出願情報を効果的に提供するために構築された。
  - これまで植物新品種の知的財産権を登録する品種保護審査は、3つの機関で分けて行っており、統合検索等一括サービスを提供することには困難があった。
    - \* 植物品種保護制度運営機関：農園芸作物(国立種子院)、森林作物(森林庁森林品種管理センター)、水産植物(国立水産科学院国立水産植物品種管理センター)
  
- 国立種子院は、従来ホームページから提供していた農園芸作物の品種に加え、森林及び水産植物の品種まで検索できるよう資料を増やし、品種保護現況の統合検索サービスの基盤を整備した。
  - なお、これまで別途提供されていた特許庁の植物特許検索機能も統合され、植物知財権に対する統合検索が可能になった。
  - 閲覧可能な情報内容としては、品種の出願人、育成者、出願日、出願番号、品種保護権、登録番号、登録日等、基本公開資料等があり、種子院ホームページ(植物知識財産権統合検索)から検索できる。
  
- 品種保護機関間の協力で生まれた同サービスによって、新品種の特性或品種名称の検索を容易にできるようになり、品種開発・研究のための基礎資料の検索に役立つだけでなく、故意性のない権利侵害を事前に予防することで、育成者の権利強化にも貢献するものと期待される。

#### 2-4 特許庁、国際出願説明会・マンツーマン相談会を開催

韓国特許庁(2015.10.21.)

特許庁は、知的財産の国際出願段階から海外知財紛争への対応まで、国際出願の全段階について事例を中心に紹介する説明会を10月22日、ソウルのベンチャー企業協会にて開催する。

同説明会では、国際出願制度 (PCT<sup>1</sup>・マドリッド<sup>2</sup>・ハーグ<sup>3</sup>) と手続きに関する理論的な内容だけでなく、実際海外で知財権の管理や保護に成功又は失敗した様々な事例も紹介される。

また、海外知財権の獲得から保護まで全段階を扱い多様な事例を紹介するだけに、講師も多様な分野・機関から招く。世界知的所有権機関 (WIPO) のキム・ジョンアン局長や長年知財権業務を行ってきた弁理士及び知識財産保護協会の海外知財権担当者らが有益で興味深い発表を行う予定だ。

一方、会場の外ではマンツーマン相談も行われる。方式審査経験とノウハウを持つ特許庁の分野別の方式審査実務者が PCT・マドリッド・ハーグ国際出願の手続きや国際出願書の作成法等について相談に乗る。

説明会には、ベンチャー・中小企業の役職員、個人発明家等、海外知財権出願に興味のある人ならだれでも参加でき、マンツーマン相談は説明会当日、現場で申し込むことができる。

## 2-5 特許庁、中小企業の知財競争力強化に向けた討論会を開催

韓国特許庁 (2015. 10. 22.)

特許庁と中小企業中央会は、10月23日ソウル汝矣島の中小企業中央会の本館にて中小企業の知的財産競争力強化に向けた政策討論会を共催する。

今回の政策討論会は、政府支援が行き届かない中小企業のあい路事項を聴取し、解決策を官民共同で模索することを目指して設けられた。この場には、チェ・ドンギョ特許庁長、パク・ソンテク中小企業中央会長を始め、政府、中小企業関係機関、業種別中小企業代表等、約70人が出席する。

### [主な内容]

- 1一つの国際出願書の提出により「特許協力条約」に加盟した複数の国に同時に特許を出願する制度
- 2一つの国際出願書の提出により「標章の国際登録に関するマドリッド協定」に加盟した複数の国に同時に商標を出願する制度
- 3一つの国際出願書の提出により「産業デザインの登録に関するハーグ協定」に加盟した複数の国に同時にデザインを出願する制度

最近、国内外で特許紛争は増加し続け、紛争対象企業も大企業から中小企業へと拡大していることを受け、チェ・ドンギョ特許庁長は、中小企業が特許・商標紛争を事前に予防し、効果的に対応するための方法として「知的財産(IP)経営」の重要性を強調する。

同討論会では、中小企業中央会が今年8月、会員社を対象に実施した「中小企業特許経営のあい路に関する調査」の結果に基づき、喫緊の「8 大中核課題」を選定し、今後官民共同で重点的に推進することで合意する予定だ。

「8 大中核課題」は、△業種別中小企業特許プールの構築、△産業別特許動向譲歩の提供、△中小企業 CEO の知的財産に対する認識向上、△特許出願・登録・維持費用に対する税額控除支援、△大企業開放特許の活用促進、△中国市場進出に向けた知財権保護支援、△中小企業 IP 金融の拡大、△職務発明補償制度の中小企業への拡大である。

#### ①業種別中小企業特許プールの構築

米国・欧州・日本等、技術水準が相対的に高い国で特許紛争に巻き込まれる場合、特許を多く保有した大企業とは違って、個々の中小企業が保有した特許だけでは対応できないのが現実だ。この場合、中小企業の保有する特許を共有し、特許プールを構築すれば、紛争で競争優位を確保できる。こうしたことから、特許庁と中小企業中央会は、業種別共同組合を中心に共同の特許プールを構成することで、中小輸出企業が特許紛争に共同対応できるよう支援する計画だ。そのために、2016 年度には照明業種における特許プール構築にまず取り組み、その後次第に対象業種を拡大していく方針だ。

#### ②産業別特許動向譲歩の提供

国別・産業別・技術別の特許動向等、最新の IP 分析情報を定期的に中小企業に提供し、中小企業の知的財産対応能力を向上させる計画だ。特に、LED 照明・太陽電池等、特許問題の多い業種については、国内外の特許情報を分析して技術・商品開発戦略を策定・提供する事業を 2016 年から試験的に行う予定だ。また、発明振興会・知識財産保護協会・特許情報院等、特許関連専門機関の様々な支援情報をまとめ、中小企業が一カ所で利用できるよう、「IP-Biz ワンストップサービス」を提供する予定だ。

\* IP-Biz ワンストップサービス:2015 年から韓国知識財産戦略院が運営中の中小企業知識財産サービス

#### ③中小企業 CEO の知的財産に対する認識向上

中小企業が知的財産(IP)経営戦略を構築し、特許紛争に効果的に対応するためには、CEO のマインドが最も重要だ。しかし、中小企業には知的財産(IP)は依然として専門性

を必要とする難しい分野という認識があり、専門人材を育てようとするより、弁理士等の代理人や外部の専門家に依存しているのが現状だ。こうしたことから、「CIP0\*セミナー」を開き、知的財産に対する中小企業 CEO の認識を改善するとともに、大・中小企業家間での協力ネットワークを構築できるよう支援する予定だ。なお、中小企業の実務者を対象に、現場に必要な知識・素養・能力の向上を目指す実務教育を行う計画だ。

\* CIP0 : Chief Intellectual Property Officer、知的財産最高責任者

#### ④特許出願・登録・維持費用に対する税額控除支援

最近特許費用の増加による中小企業の負担は膨らんでいるが、現行の租税特例制限法では、特許費用に対しては税額控除が適用されず、これに関する法改正の必要性が指摘され続けている。これを受け、特許庁と中小企業中央会は、中小企業の特許費用に対する税額控除の導入に向け、中長期的な観点から関係機関と協議を進めていく方針だ。

#### ⑤大企業開放特許の活用促進

サムスン・LG・SK 等の主要大手は、地域別にある創造経済革新センターを通じて 10 万件に上る特許を民間部門に開放している。特許庁と中小企業中央会は、中小企業に移転された開放特許が新製品開発につながるよう、積極支援する方針だ。このために、特許を開放した大企業に対しては特許料を減免する一方、中小企業の開放特許の活用を促すために、全国の開放特許情報を知識財産取引システム (IP Market) を通じて提供する予定だ。また、特許取引専門館は、開放特許の需要企業を発掘して技術移転交渉を仲裁するだけでなく、中小企業に移転された特許が早期に事業化できるよう IP 金融、特許-研究開発戦略コンサルティング、移転技術開発事業等も支援する計画だ。

#### ⑥中国市場進出に向けた知財権保護支援

特許庁は、中国進出企業の知財権保護に向け、北京・上海・青島・光州・瀋陽の 5 つの地域に海外知識財産センター (IP-DESK) を設置・運営している。最近、中国で韓国企業の知財権紛争が増加していることを受け、中国西部の拠点都市である西安市に IP-DESK を新たに設置 (2016 年) し、中国進出企業に対する現地支援を強化するつもりだ。中国商標ブローカーの商標先取り登録や模倣品のオンライン流通現況等に対するモニタリングに加え、紛争対応コンサルティングの支援も強化する。

#### ⑦中小企業 IP 金融\*の拡大

優秀技術を保有した中小企業が知的財産を担保に資金を円滑に調達できるよう、多様な金融商品を開発する等、IP 金融をさらに拡大していく。従来の IP 担保貸出では、IP 価値評価額の 60%だけを担保価値として認められたが、2016 年からは、残りの 40%に対しても資金を調達できる IP 担保貸出+IP 保証、IP 保証+IP 投資等の複合商品が発売さ

れる予定だ。一方、中小企業の債務不履行時に債務を代理返済し、IP 担保回収して第 3 社に売却する「回収支援ファンド」の運営により、IP 金融への民間金融機関の参加が拡大するものと期待される。

- \* 知的財産(IP)金融:企業の保有する知的財産(IP)の価値評価結果に基づく担保貸出(銀行)、保証(保証機関)、投資(民間投資会社)等の金融支援

#### ⑧職務発明補償制度の中小企業への拡大

現行の「職務発明補償制度」では、従業員が職務を行う過程で開発した特許を企業が承継するためには、従業員に対する正当な補償をしなければならない。これは、企業の技術及び人材流出を防止するとともに、労使の利益バランスを図るための制度であり、政府の国際課題として管理されている。しかし、中小企業における制度導入率は 2014 年 12 月時点で 34.1%に過ぎず、企業内で所有権紛争が起きたり、中核人材が流出する問題がたくさん発生している。これを受け特許庁と中小企業中央会は、制度拡大に向け、教育

- \* 説明会等を共同で行う計画だ。
- \* 中小企業中央会所属の教育機関である家業承継支援センター及び中小企業人材開発院のカリキュラムに「職務発明補償制度」を組み込む

#### [今後の計画]

近年、国内外で知的財産紛争が頻発し、知財関連の政策需要が急増している。今回の政策討論会は、その延長線上で中小企業の要望により設けられたもので、これをきっかけに官民共同で現場のあい路事項を体系的に管理・対応するようになると思われる。

特許庁と中小企業中央会は、今回採択された 8 大中核課題が問題なく推進されるよう、持続的に点検する予定であり、中小企業が知的財産を基に成長できるよう、多角的な関心と努力を注ぐ方針だ。

#### 2-6 特許庁、「知識財産統計 FOCUS」6 号を発行

韓国特許庁(2015.10.26.)

特許庁は、知的財産統計情報を図表・グラフィックなどの形で容易に確認できるよう、インフォグラフィックを活用した分析データである「知識財産統計 FOCUS(6 号)」を発行・提供すると発表した。

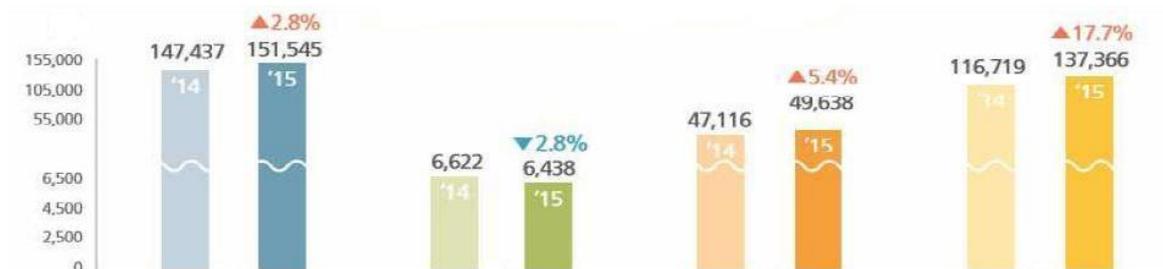
今回発行する FOCUS(6 号)は、2015 年第 3 四半期までの知的財産出願件数や類型別出願人動向(2014 年)、産業部門別特許出願動向(2014 年)、先進 5 カ国(IP5)の特許出願現

況等、様々なコンテンツを提供している。

## <2015年第1～3四半期の知的財産の出願件数>

「IP統計 FOCUS」によると、2015年第1～3四半期における知的財産出願は合計 344,987 件で、前年比 8.5%増加した。特に、商標は前年比 17.7%と大幅増加し、全体の上昇を牽引した。

[知的財産権別] 出願件数



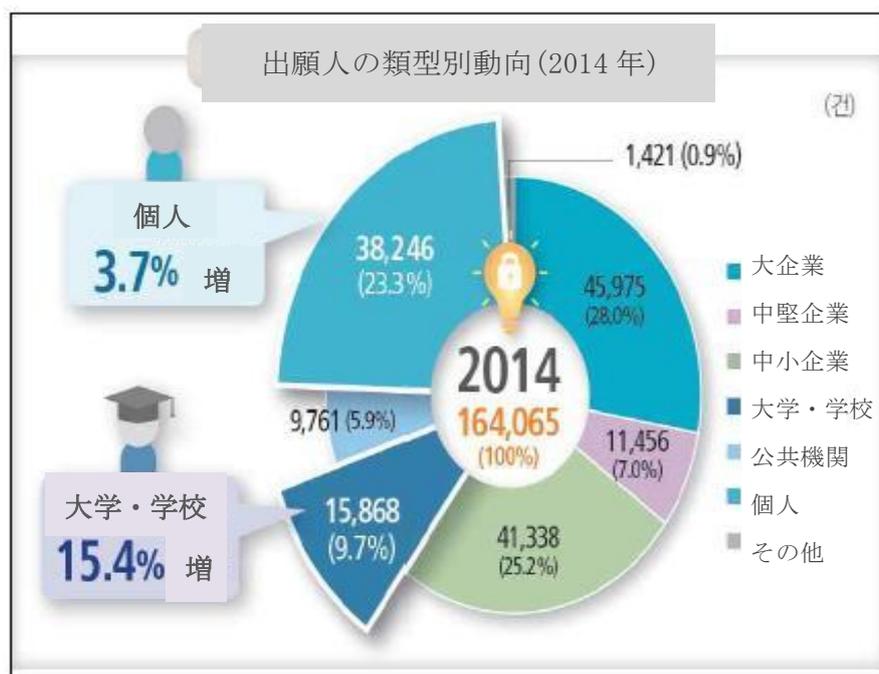
※ 2015年データは暫定値であるため、今後変更される可能性がある。

※ 増減は前年同期比増減率

## <出願人の類型別動向(2014年)>

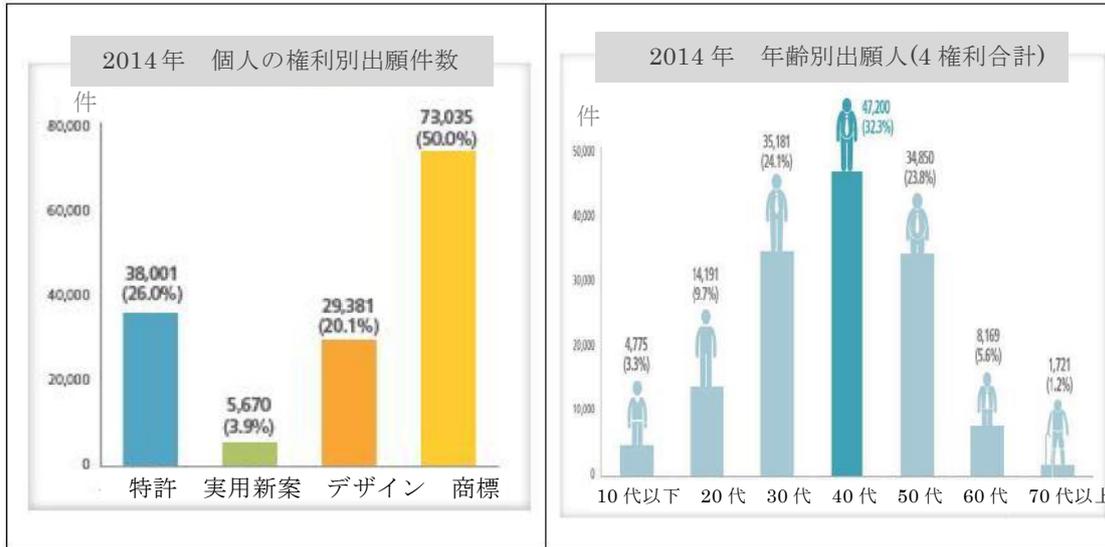
2014年の特許出願人を類型別に見ると、大企業等企業は 60.2%、個人は 23.3%、大学及び学校は 9.67%を占めている。前年比増減率は、学校法人が 15.4%、個人 3.7%が増加し、知財権全体では計 2.9%増加した。

[出願人の類型別動向(2014年)]



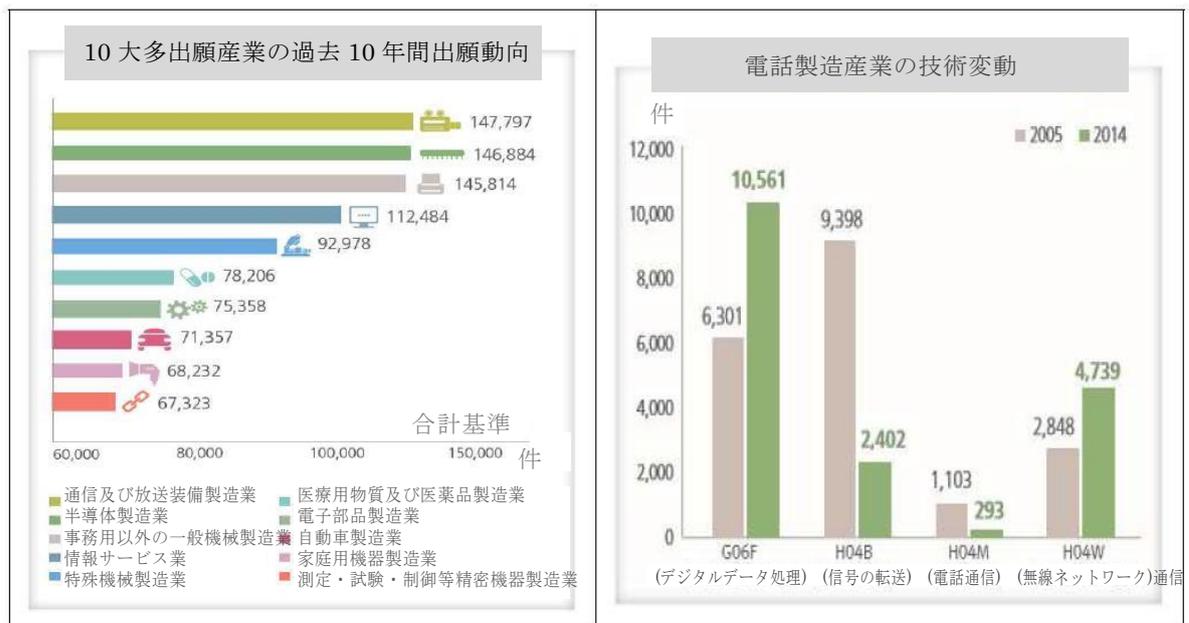
## <個人出願動向(2014年)>

個人は、企業等法人とは違って商標出願が全体の50%を占めており、特許出願の約2倍となっている。性別では男性の出願が女性の出願より3.5倍多く、年齢別では40代の出願が最も多いことが分かった。



## <産業部門別特許出願動向(2005~2014年)>

産業(KSIC)-特許(IPC)分類係表を活用して、過去10年間(2005~2014年)の産業部門別の特許出願現況を見ると「通信及び放送装置製造業」の出願が最多であることが分かった。



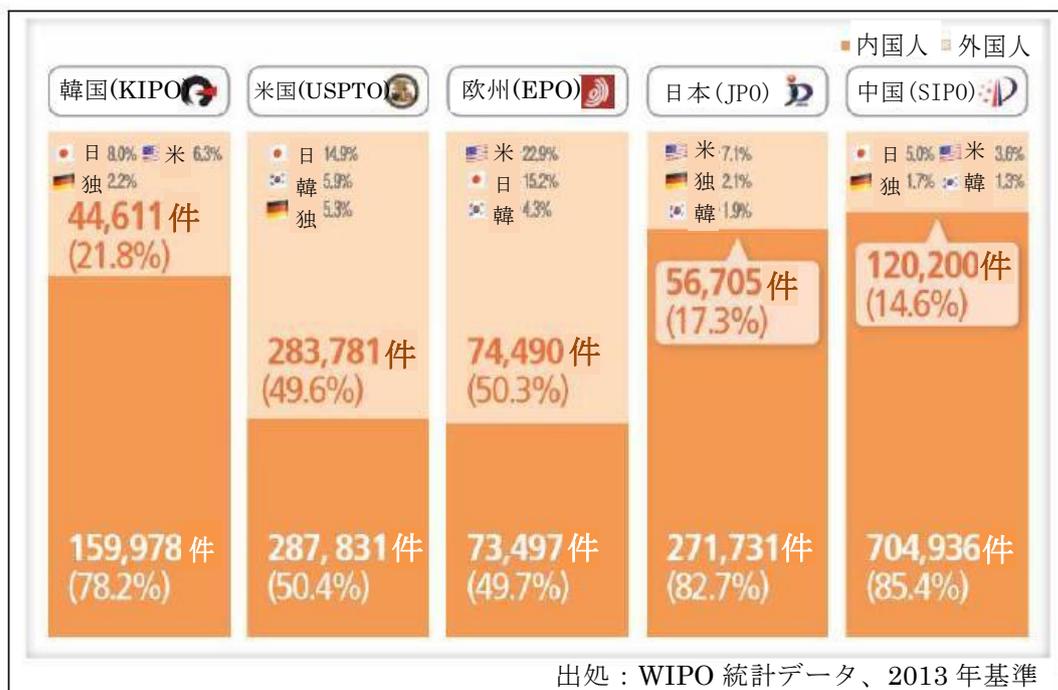
通信及び放送装備製造業分野の主要産業である「電話製造業」の主な技術変動を見ると2005年の「信号の転送(H04B)」、「電話通信(H04M)」から2014年の「デジタルデータの処理(G06F)」、「無線ネットワーク通信(H04W)」へと、技術の変化が見られる。

この他にも、最近注目されている無人航空機(Drone)関連の出願を類型別に見ると、「民間企業」による出願が最も多く、関連技術の国内最多出願企業は「韓国航空宇宙産業株式会社」である。



### <先進5カ国(IP5)の特許出願現況(2013年)>

特許先進5カ国の内国人・外国人の特許出願割合を見ると、米国と欧州は外国人出願割合が半分以上を占めている反面、韓国、日本、中国のアジア3カは内国人出願割合が70～85%と、外国人出願をはるかに上回っていることが分かった。



今回の「知識財産統計 FOCUS」は、知的財産の統計情報を必要とする国家機関(政府)、自治体、関連機関、企業および一般人を対象にオンライン・オフラインで配布される予定。PDF/電子書籍版は、特許庁のホームページ(<http://kipo.go.kr>)で閲覧できる。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

### 3-1 米国特許紛争、訴訟戦より「武力化」で対応

電子新聞(2015. 10. 23.)

「全面戦から奪取戦へと、訴訟より武力化」

10月21日、ソウルの科学技術会館で開かれた「米国特許紛争から生き残る方法」セミナーに参加した在米特許専門弁護士らはこのように口を揃えた。最近、米国内の特許紛争に急激なトレンドの変化が起きているということだ。



ロープス&グレー(Ropes&Gray)のスティブ・バウクマン弁護士は、訴訟よりは相手の特許を無力化する「特許無効審判手続き」(IPR: Inter Partes Review)の活用を提案した。

バウクマン弁護士は、「IPR は戦いを止め、敵の武器を奪い取ることだ」とし、「特許侵害訴訟を提訴される場合、これを中断し、まず相手の特許を無効化する方法を探すこと」と強調した。

IPR は、一般侵害訴訟に比べ費用と時間が省かれる。実際、米国の特許法律市場では最近、IPR 活用無効化事例が着実に増加している。米国内の特許訴訟が減少し続けると予想される理由も IPR のためだ。



〈「IPR200%活用法」について発表しているスティブ・バウクマン米国ロープス&グレー 弁護士〉

「特許侵害警告状対応法」というテーマで講演を行った Glaser Weil のアンドリュージョン弁護士は、侵害警告状には「無応答」が最善と強調した。

ジョン弁護士は、「特許侵害警告状を受けたとき、誤って対応してしまったら、今後の訴訟・和解手続きにおいて不利な立場に置かれる怒れがある」とし、「専門家と相談する前までは、どんな措置も取らない方が良い」とアドバイスした。

ロープス&グレーのジョン弁護士は、「特許だけでなく、営業機密紛争のリスクも増加している。他企業の技術や方法、公式、アイデア等、営業機密を不当に活用して利益を挙げる場合、米国では刑事処罰対象となる」と警告した。

続いてジョン弁護士は、韓国企業は IP 戦略管理が不十分であるため紛争に巻き込まれるリスクが高いために、特許だけでなく、営業機密管理にも格別な注意を払うべきだと述べた。

また、「韓国企業の不十分な IP 管理を補完するために、攻撃的な特許戦略を取らなけ

ればならない」と加えた。

最後の発表を行った DLA Piper のアンドリュー・シュワープ弁護士は「巨額の特許訴訟費用を減らすためには、初期に費用の半分以上を投じなければならない」とアドバイスした。IPR のような制度を利用し、訴訟の初めに敵を制圧した方が効率的だという理由からだ。



〈「米国特許紛争から生き残る方法」セミナー参加者が発表者の講演を聞いている〉

韓国電子情報通信産業振興会 (KEA) 特許支援センターの主管で開かれた同セミナーには、国内法務法院の弁護士・弁理士、業界専門家約 200 人が参加した。

ヤン・ソ・ヨン記者      syyang@etnews.com

### 3-2 産業財産権紛争調停制度の利用が増加

韓国特許庁 (2015. 10. 28.)

特許庁は、産業財産権紛争の迅速・低廉な解決に向けた代替的紛争解決手段<sup>4</sup> (ADR :

<sup>4</sup> 裁判所の厳格な訴訟手続き及び裁判所の裁判を通じて紛争を解決するのではなく、裁判(訴訟)以外の方法により紛争を自律的に解決することを言う。

Alternative Dispute Resolution)の一つとして運営している産業財産権紛争調停制度<sup>5</sup>の利用件数が最近増加していることを明らかにした。

産業財産権紛争調停制度とは、産業財産権や職務発明を巡る紛争が発生したときに、専門家からなる産業財産権紛争調停委員会<sup>6</sup>が調停案を提示する制度である。これにより当事者間の和解を誘導する制度として 1995 年から運営してきたが、調停や仲裁のような代替的紛争解決手段への認識が足りなかったため、これまではあまり利用されなかった。

これまで、産業財産権紛争調停制度の利用件数は年 5 件以下で、非常に低迷していた。しかし、2014 年に計 11 件の紛争調停の申請があり、今年第 3 四半期時点でも前年度を上回る 12 件の申請があり、制度導入以来最も多い年間申請件数となる見通しだ。

このような紛争調停の利用増加は、知的財産権専門機関である特許庁が運営する紛争調停制度の認知度が全般的に高まっているからだ。また、今年から実施中の検察に係留中の産業財産権関連の刑事事件を特許庁の産業財産権紛争調停制度を通じて事前審議する検察事件連携調停がスムーズに定着しているからだと考えられる。

産業財産権紛争調停制度は別途の申請費用がかからず、申請日から 3 カ月以内に調停手続きが終わるので、審判や訴訟より迅速且つ簡便に紛争を解決できる。さらに、調停が成立すると調停調書は確定判決のような裁判上和解の効力を持つため、合意事項が履行されない場合、強制執行手続きを踏むこともできる。

特に、今年は申請件数とともに、調停が成立し両当事者が和解をする割合も上昇している。退職した職員が前職の会社を相手取って職務発明補償金の支給を請求した事件では、過去最高の金額で調停が成立した。また、デザイン侵害を理由に刑事告訴や審判請求等で争っていた中小企業が告訴や審判を取下げ和解をする等、産業財産権紛争調停制度を利用し、紛争を円満に解決するケースが増え続けている。

特許庁のクォン・オジョン産業財産保護協力局長は「韓国では、知的財産権を巡る紛争が刑事事件に発展する傾向が大きいですが、特許法違反事件に対する検察の起訴率は 10%にも満たない。知財権紛争が発生したとき、刑事手続きよりは紛争調停制度を通じて円

<sup>5</sup> 産業財産権を巡る紛争が起きた場合、訴訟や審判にかかる費用や時間の節約を目指して特許庁が設置した「産業財産権紛争調停委員会」が当事者間の和解を導く制度。

<sup>6</sup> 特許庁が直接運営する制度であり、産業財産権紛争解決において専門性が高く、無料で利用できる。

満に解決する文化が定着することを期待する」と述べた。

## デザイン（意匠）、商標動向

### 4-1 キャンピング用品のデザイン出願が急増

韓国特許庁(2014.10.19)

キャンピング人口 300 万時代が到来した。所得水準の向上や週休 2 日制の導入に伴う余暇時間の増加によりキャンピングを楽しむ人が増えており、キャンピング用品の市場規模と関連デザイン出願も増加している。

特許庁によると、主要キャンピング用品\*のデザイン出願は 2005 年の 107 件から 2014 年の 307 件へと、過去 10 年間 2.9 倍増加した。これは、同期間のデザイン出願増加率、1.4 倍をはるかに上回る数値だ。

\*キャンピング用品(9品)：寝袋、テント、コッヘル、マット、捕虫器、キャンピングトレーラー、バーベキューグリル、ランタン、ハンモック

デザイン出願が多い用品には、寝袋やテント、マット等、伝統的キャンピング用品があり、最近ではオートキャンピング人気に伴い、キャンピングトレーラーの出願も増えている。

テントは、代表的なキャンピング用品であるだけに出願の増加幅が大きい。2005 年 12 件だったのが 2014 年には 93 件と過去 10 年間 7.8 倍も増加しており、コッヘルは同期間 13 件から 42 件へと 3.2 倍、マットは 17 件から 58 件へと 3.4 倍増加した。

デザインの形態もキャンピングに合わせて変化していることが分かった。テントの場合、単純な A 型やドーム型からリビングスペースを持つツールーム型(Living shell、家型)や車に装着するルーフトップテント型\*に変わっている。寝袋の場合は、保温機能マット及び布団の形から、レインポンチョやジャンパー等、機能性と実用性が加わり様々な形に変化している。

\* ルーフトップテント：従来の乗合自動車の屋根にルーフテントを設置し、ベッド等の施設を備えた車

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「キャンピングを楽しむ人が増加し

続けており、キャンピング用品の市場規模はさらに拡大し、それに伴ってキャンピング用品のデザイン出願も持続的に増えることが予想される。従来の形に魅力的なデザインが施されれば、より品格のあるキャンピング文化に発展すると思う」と述べた。

## 4-2 電子書籍に関する商標出願が着実に増加

韓国特許庁(2015. 10. 22)

「読書の秋」という言葉があるように、秋は読書に最高の季節である。近年、指でページをめくる紙の本より電子書籍の人气が向上し、電子書籍の商標出願もここ 10 年で着実に増加している。

\* 電子書籍：本の内容をデジタル情報に加工し、貯蔵した出版物の通称

特許庁が発表した過去 10 年間(2005～2014 年)の商標出願動向を見ると、電子書籍の商標出願は 2005 年に 1,246 件だったが、2014 年には 2,345 件が出願され、わずか 10 年で 88.2%増という大幅な成長を記録した。それに対し、紙の本は 2005 年 2,192 件、2010 年 2,156 件、2014 年には 2,125 件と、大きな変動なく同じ水準を維持していることが分かった。

特に昨年は電子書籍出願が前年比 184 件(8.5%)増加した。今年上半期時点でも 1,092 件出願され、紙の本(1,023 件)の出願を上回っており、その差は少しずつ広がっているという。

このような電子書籍の人気の背景には、まず外部環境の要因がある。2000 年代後半から始まった「スマートフォンの革命」により、小説や外国語、ウェブトゥーン\*等、多様なジャンルのコンテンツをアプリに取り込む読者層が増え、電子書籍産業に対するニーズが大幅に増加した。

\*ウェブトゥーン：web と Cartoon の合成語

電子書籍の長所としては、制作費と流通費の削減により手頃な価格が実現できる、在庫への負担が少ない、品切れになった本もいつでも手に入れられるということ等がある。さらに、本の内容のアップデートが容易であるだけでなく、音・映像等を入れることで多様な感性を満足させることができる点も電子書籍の成長要因とされる。

一方、過去 10 年間(2005～2014 年)出願された電子書籍及び紙の本の出願類型を見ると、電子書籍は、全体 17,731 件のうち英文字商標が 9,431 件、ハングル商標が 5,809

件(32.8%)、英文字とハングル文字の複合商標が2,491件(14.0%)出願されており、英文字商標が半数以上を占めている。

それに対し、紙の本は全体22,381件のうち、ハングル文字商標が10,043件(44.9%)、英文字商標が8,037件(35.9%)、英文字とハングル文字の複合商標が4,301件(19.2%)と、ハングル文字商標の割合が高い。これは、電子書籍が英語に慣れている若者を狙っているのに対し、紙の本は英語よりハングルを身近に感じる中高年層が主な読者層であるからだと考えられる。

また、書籍出版業関連のサービス標\*の出願は2005年に2,459件だったが、2014年には2,803件と344件(13.9%)増加した。今年6月時点現在は1,474件と、去年より若干増加傾向にある。これは、出版業界の低迷や紙の本の苦戦にもかかわらず、電子書籍に対する需要が増えているからだと考えられる。

\* サービス標：自分のサービス業を他人のサービス業と区別するために使う標章

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン局長は「電子書籍の発売初期は、近いうちに電子書籍が紙の本に取って代わるのではないかという懸念があったが、現時点では電子書籍と紙の本が良きライバルとして競い合いながら、消費者のデジタル及びアナログへのニーズを満足させるため努力しているようだ」と評価した。さらに、「電子書籍、紙の本、出版業関連商標及びサービス標の間では、商標及びサービス業の属性と取引実情が同一又は類似しており、同一又は類似した先出願もしくは先登録がある場合は登録を受けられないため、出願前に交差検索を十分に行わなければならない」と述べた。

## その他一般

### 5-1 昆虫素材医薬品の特許出願が活発

韓国特許庁(2015.10.20.)

秋の夜を鳴き声で飾るコオロギや大きい鳴き声で夏の訪れを告げるセミ、外来種で「招かれざる客」の存在とされるシタバニハゴロモ等、どこにでもいるありふれたもので、これまでは大事に思われなかった昆虫が医薬品の新たな候補物質として注目されている。

特許庁によると、過去10年間の昆虫素材医薬品に関する出願は着実な増加傾向にある。

2005年～2009年は毎年10件前後に過ぎなかったが、2010年以降は毎年20～30件に達している。

昆虫はその特性上、新薬開発のための生物資源として様々な長所を持っている。昆虫は、地球上にある100万種の動物のうち4分の3以上を占めるほど多様で、恐竜よりも先に地中に出現し多様な環境に適応した結果、様々な有用な物質を持っていると推定される。また、莫大な投資を必要とする合成新薬に比べ、少ない費用で開発することができる上、植物等の他の生物に比べ研究が進んでおらず、新たな発見の可能性も高い。さらに、生物体から分離される天然物を利用するため、安全性の面で優れている。

こうしたことから最近国内で昆虫素材の医薬品に関する研究が活発に行われており、この傾向は特許術願動向を分析した結果からも分かる。

対象となる昆虫の種類も増えている。昔から薬材として使われてきたハチのハリやシルクワームの他に、最近ではチャイロコメノゴミムシダマシの成虫\*やコウカアブ\*\*、シタバニハゴロモ\*\*\*等のようにあまり馴染みのない、薬用として知られていないものまで次第に拡大している。

\* チャイロコメノゴミムシダマシの成虫：甲虫目の一種で害虫として認識されてきたが、現在、幼虫(ミールワーム)は飼育動物の餌として利用されており、抗がん・抗認知症の効能が明らかになった。

\*\* コウカアブ：ハエ目の一種で生ゴミやふん尿処理への活用が期待されており、肺炎菌や痢疾菌等に対する抗菌活性が確認された。

\*\*\* シタバニハゴロモ：中国からきた外来種で果樹に被害を与えるが、抗アレルギー活性が確認された。



また、適用対象になる疾患も炎症、癌、アルツハイマー病、心血管疾患、ウイルス疾患等拡大しており、多様な種類の疾患に対する昆虫の治療効果が次々と確認されている。

従来は、昆虫全体を抽出物として利用する単純な方法が主に使われたが、最近では昆虫からペプチド、ポリマー等、特定の薬効成分のみを分析、分離し治療効果を上げる技術も開発されている。代表的には、コガネムシが自己防御のため分泌する抗菌ペプチド\*を天然抗生剤として使うケースや、マルハナバチから分離された多糖ポリマー\*\*を心血管疾患の治療に利用するケース等がある。

\* ペプチド：2つ以上のアミノ酸がチェーンのようにつながっている化合物

\*\* 多糖ポリマー：糖分子が多数結合され形成される高分子化合物

出願人の国籍を見ると、韓国人がほとんどを占めており(2005～2014年平均95.2%)、他の新薬開発分野に比べ、国内における研究が活発化していることが分かる。

実際に最近特許登録を受けた事例として、「チャイロコメノゴミムシダマシの抽出物を利用した認知症の予防・治療用造成物」、「シタバニハゴロモの抽出物を利用した抗アレルギー造成物」、「抗肥満効果を持つカブトムシの抽出物」等があり、このような物質が今後、医療現場で効果を発揮できるかが注目される。

特許庁のキム・ヨンジョン薬品科学審査課長は「世界的に昆虫産業は大きく成長しており、その中でも昆虫を素材とした新薬開発が有望な分野だと思う。新薬開発で後れを取っている韓国は、未知の領域に関心を持ち積極的に開拓することが求められる」と述べた。

## 5-2 LG ディ스플레이、中国特許庁で技術説明会を開催

電子新聞(2015.10.27.)

LG ディ스플레이がモバイル製品のグローバル激戦地である中国市場において特許競争力の強化に力を入れている。

同社は10月27日、中国広東省広州市にある中国特許庁傘下の審査センターにて、特許審査官約150人を対象に独自技術「Advanced In-Cell Touch (AIT)」等、自社中核技術に関する説明会を開催したと発表した。

同説明会では、カン・インビョン最高技術責任者(CTO)は主な技術を紹介し、イ・ドゥクス融合技術研究委員がタッチ技術とAIT技術について説明を行った。



〈10月27日、中国広州の広東審査センターにて開かれた「LG ディスプレイ技術説明会」でカン・インビョン専務(CTO)が会社及び主要技術を説明している〉

AIT 技術は、LG ディスプレイが開発したタッチ技術である。液晶表示装置(LCD)の上にタッチパネルを載せるのではなく、LCD 内部にタッチセンサーを挿入したもので、タッチ駆動のための別途の空間が必要ないため、厚さを画期的に減らすことができる。また、タッチパネルを載せるための別途の工程が要らなくなり製造コストが削減できる上、画面に水が付いていても安定的なタッチが可能になる。

中国特許庁所属の審査官向けに技術説明会を開催したのは、LG ディスプレイの優れた技術開発能力を認識させるとともに、協力の場を設けるという目的があるからだ。

カン専務は「LG ディスプレイが過去5年間、中国に出願した特許件数は海外全体に出願した件数の30%を超える等、中国特許を強化している。同説明会が中国市場におけるLG ディスプレイの特許権を量的・質的に拡大するきっかけとなることを期待する。」

LG ディスプレイの特許登録件数は、国内1万3,487件、海外1万3,985件だ。

ソン・ヒョンヒ記者      [sunghh@etnews.com](mailto:sunghh@etnews.com)

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

[http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム